

ラオス人民民主共和国

特許規則

特許，小特許及び工業意匠に関する政令の実施に関する規則

No. 322/STEA-PMO ビエンチャン，2003年2月18日

目次

第 I 節 一般規定

第 1 条

第 2 条

第 3 条

第 4 条

第 5 条

第 6 条

第 7 条

第 II 節 特許

第 8 条

第 9 条

第 10 条

第 11 条

第 12 条

第 13 条

第 14 条

第 III 節 小特許

第 15 条

第 16 条

第 17 条

第 18 条

第 IV 節 意匠

第 19 条

第 20 条

第 21 条

第 22 条

第 23 条

第 24 条

第 25 条

第 26 条

第 27 条

第 28 条

第 V 節 発明，考案特許出願及び意匠登録出願の補正

第 29 条

第 30 条

第 31 条

第 32 条

第 VI 節 公式手数料及び登録に由来する資金

第 33 条

第 34 条

第 35 条

第 36 条

第 37 条

第 38 条

第 39 条

第 40 条

第 VII 節 特許，小特許及び意匠から生じる紛争の解決

第 41 条

第 42 条

第 43 条

第 VIII 節 最終規定

第 44 条

第 45 条

第 I 節 一般規定

第 1 条

本規則は、特許、小特許及び工業意匠(以下、「意匠」)に関する政令の実施、並びにラオス人民民主共和国における特許証、小特許証及び意匠登録証の付与を求める発明、考案特許出願、及び意匠登録出願の手続を規定する。

第 2 条

如何なる発明、考案及び意匠も、科学技術環境庁又はラオス人民民主共和国を拘束する国際登録局において特許付与され又は登録されている場合は、保護することができる。

第 3 条

ラオス人民民主共和国において、自己の発明、考案について特許出願し、意匠を登録することを請求するラオス市民たる個人又は法人は、科学技術環境庁と直接に連絡を取らなければならない。

第 4 条

ラオス人民民主共和国において、自己の発明、考案について特許出願し、意匠を登録することを請求する外国の個人又は法人は、科学技術環境庁又は関連団体により認可され、容認された代理人を通じて出願しなければならない。

第 5 条

特許、小特許又は意匠登録証の所有者は、他人がラオス人民民主共和国において当該発明、考案又は意匠を使用することを許可する前に、裁判所、法律事務所、商業会議所その他の関連団体により認証された後者の合意を要求し、検討及び承認のために、書面での宣言により科学技術環境庁に通知しなければならない。

第 6 条

発明又は考案の保護のために特許又は小特許を求める出願は、ラオス語により提出しなければならない。出願人が外国人である場合は、出願は、まずその者の母国語で提出できるが、そのラオス語版を出願日から 90 日以内に登録部へ提出する。他国語からの翻訳文は、その正確性について法律事務所又は関連団体により認証されなければならない。

ラオス人民民主共和国を拘束する国際登録局への発明又は考案の保護を求める出願は、科学技術環境庁の登録部を通じて行うものとし、その場合、出願はラオス語により又は翻訳の正確性について認証された英語により提出しなければならない。

登録証を求める意匠の登録出願は、ラオス語により提出するものとし、出願人が外国人である場合は、出願は英語又はラオス語で提出することができる。

第 7 条

科学技術環境庁の登録部を通じて行う発明の保護を求める国際出願の方式及び手続は、国際

出願のための特定の規則に定める。

第 II 節 特許

第 8 条

特許とは発明の保護のために付与された権利をいう。発明は次の 2 種類に分類される。第 1 は、機械、電気又は電子装置、道具のような製品及びその他の独創的製品の発明から成るものであり、第 2 は、製品の製造のための一連の過程のような方法の発明、方法を使用するノウハウ及びその他の行為から成るものである。特許出願は、これら 2 種類のうちの 1 について別々に、又は両者について同時にすることができる。

第 9 条

特許出願は、1 の発明のみについて行うものとし、次を含まなければならない。

1. 願書(登録部の様式による)
2. 委任状(代理人を通じて出願する場合)
3. 発明の説明は、登録され保護されるためには、発明の技術及び過程について人が理解できるように十分に明瞭かつ完全に記述するものでなければならない。
4. 1 又は複数のクレーム。その機能は保護されるべき発明の範囲を決定することであり、説明の文脈と関係しており、裁判所、関連団体又は公衆が保護の範囲を容易に理解できるように記載しなければならない。
5. 図面は、創作者が自己の発明の説明及びより良い理解のために必要と判断する場合に提出する。
6. 要約は、特に発明の内容に関する技術的情報の単なる概略であり、発明の保護出願の分類を容易にするものである。
7. 特許出願は、発明の保護に係る所定の手数料の納付を条件とする。

第 10 条

本規則第 9 条に定める要件に拘わらず、外国の何らかの国際調査機関又は関連する国際組織が交付した発明の調査報告は、出願にこれを添付するものとし、登録部の検討対象とすることができる。

調査報告が出願に添付されない場合は、登録部は、外国の調査機関又は関連する国際組織と調整するが、経費はすべて出願人の負担とする。

第 11 条

出願が 1 の発明又は 1 群の発明に関して分割出願に分割された場合は、分割出願には本規則第 9 条及び第 10 条を適用するものとし、各分割出願は当初出願の出願日及び優先日を以て記録される。

第 12 条

特許付与の出願は、同一発明に係る出願が工業所有権の保護に関するパリ条約の加盟国又は国際組織にされている場合は、出願日前 12 月の期間中に優先権を主張する宣言を含むことができ、この場合、外国でされた先の出願の謄本であって、外国の登録局又は国際組織により

認証されたものを出願に添付しなければならない。添付がない場合は、優先権宣言は考慮されない。

第 13 条

出願人は、登録部の請求があったときは、特に同一の発明に関して外国でされた特許出願であって、ラオス人民民主共和国において出願するもののデータを提供しなければならない。当該データは次を含む。

- (a) 外国出願に関して行われた調査又は審査の結果の認証謄本であって、国際登録局又は国から交付されたもの
- (b) 外国出願に基づいて付与された特許の写し、又は
- (c) 外国で請求された特許付与を拒絶する旨の、裁判所又は関連組織による最終決定の写し

第 14 条

出願人が、特許、小特許及び工業意匠に関する政令 (No. 01, 2002 年 1 月 17 日) 第 7 条、第 11 条及び第 14 条、並びに本規則第 9 条、第 10 条及び第 13 条に規定する要件を遵守している場合は、登録部は次の事項を原則的に検討し決定する。

- (a) 特許付与を申請する旨を明示して表示していること
- (b) 発明登録出願人の特定を確認できる表示があること、又は
- (c) 発明とされるものの新規性を評価する決定的重要性があること

登録部は、出願日時を付与し、出願人に出願受領書を提供し、特許を公告し、交付し、50 月以内に登録簿に記録する。

出願人が前段落にいう要件を遵守していないか、又は審査の後、発明が新規でなく、進歩性を欠き、産業上利用できないことが証明された場合は、登録部は、出願を拒絶し、その決定を出願人に通知する。

第 III 節 小特許

第 15 条

小特許とは、本規則第 8 条を準用する考案の保護のために付与された権利をいう。

第 16 条

小特許付与の出願は、本規則第 9 条を準用する。出願を受領した後、登録部は、原則的に次のことを検討し決定する。

- (a) 小特許付与を申請する旨を明示して表示していること
- (b) 考案の登録出願人の特定を確認できる表示があること、又は
- (c) 考案とされるものが他人からの模倣物、又は何らかの考案の国際的文献からの翻訳ではなく、その新規性を評価する決定的重要性があること

登録部は、出願日時を付与し、出願人に出願受領書を提供し、小特許を公告し、交付し、12 月以内に考案登録簿に記録する。

出願人が前記要件を遵守しなかった場合は、登録部は、出願を拒絶し、その決定を出願人に通知する。

第 17 条

小特許付与の出願における優先権主張の宣言については、本規則第 12 条を準用する。

第 18 条

小特許は、出願日又は要求された訂正の受領日の後 7 年で存続期間が満了する。

- － 小特許を維持するためには、小特許の所有者は予め年金を納付しなければならない。
- － 小特許の所有者が予め年金を納付しない場合は、小特許出願は取り下げられたとみなされ、又は小特許は失効する。
- － 登録部は、納付遅延を生じさせた事情を小特許所有者が示す場合を除き、6 月の猶予期間を許容する。

第 IV 節 意匠

第 19 条

意匠登録証とは、図面若しくは図案、立体形態又は工業若しくは手工芸生産の型となり得る何らかの材料で構成された意匠の登録に対して付与される権利をいう。

第 20 条

意匠の登録出願は、次を含まなければならない。

- (1) 願書
- (2) 何らかの製品に使用される意匠を具現化する図面、写真又は線図
- (3) 意匠が平面である場合は、その見本
- (4) 出願人が創作者でない場合は、願書に委任状を添付する。
 - － 国際分類の同一の類又は同一の組又は構成の物品に関しては複数の意匠について 1 の出願とすることができる。意匠の分類は、ロカルノ協定の最新版に示された国際分類に従う。
 - － 出願には、登録されたときに、登録結果の公告を出願日又は優先日から 12 月を超えない期間につき延期することを求める請求を含めることができる。
 - － 出願人は、出願時又は意匠登録証の交付前にのみ出願を取り下げることができる。

第 21 条

所有者が同時に申出すべき複数の意匠を有する場合は、各意匠の登録出願は別々にしなければならない。ただし、それらの出願の 1 に添付した書類をオリジナルとし、その他の出願については関係書類の写真複写を使用することができるが、オリジナル書類が添付されている場合は、その出願の出願番号及び出願日を注記しなければならない。

第 22 条

出願が本規則第 20 条に定める要件を満たしている場合は、登録部は、出願人に所定の手数料を納付するよう通知し、出願日時を付与して出願受領書を交付する。

出願が前段落にいう要件を満たしていない場合は、登録部は、出願人に必要な訂正を提出するよう求め、要求された最終訂正の受領日を以て出願日時を付与する。

第 23 条

意匠登録出願には、工業所有権の保護に関するパリ条約に規定される出願日の前 6 月以内に優先権を主張する宣言を含めることができるが、ただし、優先権がパリ条約加盟国において又は何れかの国際組織に対してなされた同一意匠の先の出願を基礎としていることを条件とする。出願には、外国でなされた先の出願の謄本であって、外国の登録局又は何れかの国際組織が認証したものを含めなければならない。それが無い場合は、優先権宣言は検討されない。

第 24 条

審査の後、出願が本規則第 20 条の条件すべてを満たしている場合は、登録部は、登録の結果

を公衆に公告し、6月以内に意匠登録証を出願人に交付する。
出願が拒絶された場合は、登録部は、その決定を出願人に通知する。

第25条

意匠登録証は、先の出願(訂正が要求された場合)の出願日後5年で存続期間が満了し、5年を単位として2回連続して更新することができる。

- － 意匠登録証を維持するためには、意匠の所有者は予め年金を納付しなければならない。
- － 意匠所有者が予め年金を納付しない場合は、意匠出願は取り下げられたとみなされ、又は意匠登録証は失効する。

第26条

意匠登録証の満了前6月以内に、意匠所有者は登録更新出願をすることができ、その出願には次を含める。

- (1) 更新申請(登録部の申請様式に従うもの)
- (2) 委任状(更新出願が認可代理人を通じて行われる場合)
- (3) 意匠登録証の写し
- (4) 意匠登録証更新のための所定の手数料の受領書

第27条

意匠の更新出願から起算して3月以内に、登録部は、その審査を行い、更新登録証を交付し、意匠登録簿に記録し、更新結果を公報において公告する。

第28条

意匠登録証の更新が適時に登録部に提出されない場合は、意匠所有者は、遅延理由を添えて登録意匠の更新を申請することができるが、ただし、遅延は、意匠登録証の満了日から6月を超えてはならない。

第V節 発明，考案特許出願及び意匠登録出願の補正

第29条

発明，考案保護の特許出願又は意匠登録出願に関する変更は，特許，小特許又は意匠の所有者による登録部への請求に基づいてのみ行うことができ，その申請には次のものを含めなければならない。

1. 願書
2. 委任状（認可代理人を通じて申請する場合）
3. 発明，考案又は意匠登録の補正に係る所定の手数料の受領書

第30条

特許，小特許又は意匠の所有者は，自己の発明，考案及び意匠を使用する権利を，登録部に関連する書類を提出することにより他人に譲渡することができ，その申請には次のものを含めなければならない。

1. 願書
2. 特許，小特許又は意匠の所有者と譲受人との間の譲渡証書であって，関連書類を含めて法及び規則に従って適正に署名されたもの
3. 特許，小特許又は意匠の所有者からの委任状（認可代理人を通じて申請する場合）
4. 特許，小特許又は意匠を使用する権利の譲渡に係る所定の手数料の受領書

第31条

個人又は法人は，登録部に対し，発明，考案又は意匠に関する情報の取得を申請することができ，その申請には次のものを含める。

1. 願書
2. 発明，考案又は意匠に関する情報に係る所定の手数料の受領書

第32条

個人又は法人は，登録部に対し，付与された特許，小特許又は意匠登録証の取消申請をすることができ，その申請には次のものを含める。

1. 願書
2. 特許，小特許又は意匠の取消に係る所定の手数料の受領書

第 VI 節 公式手数料及び登録に由来する資金

第 33 条

特許を求める発明出願に係る手数料は、公式手数料及びサービス手数料の 2 種類に分かれ、その詳細は次の通りである。

公式手数料	
1. 特許付与の公式手数料	1 件につき 30 US\$
通常サービス手数料	
1. 発明保護の出願様式	1 件につき 20 US\$
2. 方式審査	1 件につき 10 US\$
不規則サービス手数料	
1. 異議申立請求	1 件につき 20 US\$
2. 出願の補正	1 件につき 10 US\$
3. 特許権の譲渡又はライセンス許諾	1 件につき 40 US\$
4. 特許の複製	1 枚につき 10 US\$
－ 各調査報告の手数は、関連する外国の調査機関又は国際組織の計算に依拠する。	

第 34 条

特許を維持するためには、発明の所有者は、次の通り公式手数料及びサービス手数料を納付しなければならない。

第 5 年		
	－ 公式手数料	1 件につき 30 US\$
	－ サービス手数料	1 件につき 20 US\$
第 6 年		
	－ 公式手数料	1 件につき 40 US\$
	－ サービス手数料	1 件につき 20 US\$
第 7 年		
	－ 公式手数料	1 件につき 50 US\$
	－ サービス手数料	1 件につき 20 US\$
第 8 年		
	－ 公式手数料	1 件につき 60 US\$
	－ サービス手数料	1 件につき 40 US\$
第 9 年		
	－ 公式手数料	1 件につき 80 US\$
	－ サービス手数料	1 件につき 60 US\$
第 10 年		
	－ 公式手数料	1 件につき 100 US\$
	－ サービス手数料	1 件につき 80 US\$
第 11 年		

	－ 公式手数料	1 件につき 140 US\$
	－ サービス手数料	1 件につき 100 US\$
第 12 年		
	－ 公式手数料	1 件につき 180 US\$
	－ サービス手数料	1 件につき 120 US\$
第 13 年		
	－ 公式手数料	1 件につき 230 US\$
	－ サービス手数料	1 件につき 150 US\$
第 14 年		
	－ 公式手数料	1 件につき 280 US\$
	－ サービス手数料	1 件につき 180 US\$
第 15 年		
	－ 公式手数料	1 件につき 330 US\$
	－ サービス手数料	1 件につき 321 US\$
第 16 年		
	－ 公式手数料	1 件につき 390 US\$
	－ サービス手数料	1 件につき 250 US\$
第 17 年		
	－ 公式手数料	1 件につき 450 US\$
	－ サービス手数料	1 件につき 300 US\$
第 18 年		
	－ 公式手数料	1 件につき 510 US\$
	－ サービス手数料	1 件につき 350 US\$
第 19 年		
	－ 公式手数料	1 件につき 570 US\$
	－ サービス手数料	1 件につき 400 US\$
第 20 年		
	－ 公式手数料	1 件につき 650 US\$
	－ サービス手数料	1 件につき 450 US\$

第 35 条

小特許を求める考案出願に係る手数料は、公式手数料及びサービス手数料の 2 種類に分かれ、その詳細は次の通りである。

公式手数料	
1. 小特許付与の公式手数料	1 件につき 30 US\$
通常サービス手数料	
1. 考案登録の出願様式	1 件につき 10 US\$
2. 方式審査	1 件につき 10 US\$
不規則サービス手数料	

1. 異議申立請求	1 件につき 10 US\$
2. 出願の補正	1 件につき 10 US\$
3. 小特許権の譲渡又はライセンス許諾	1 件につき 40 US\$
4. 小特許の複製	1 枚につき 10 US\$

第 36 条

小特許を維持するためには、考案の所有者は、次の通り公式手数料及びサービス手数料を納付しなければならない。

第 2 年		
	－ 公式手数料	1 件につき 15 US\$
	－ サービス手数料	1 件につき 10 US\$
第 3 年		
	－ 公式手数料	1 件につき 20 US\$
	－ サービス手数料	1 件につき 15 US\$
第 4 年		
	－ 公式手数料	1 件につき 30 US\$
	－ サービス手数料	1 件につき 20 US\$
第 5 年		
	－ 公式手数料	1 件につき 40 US\$
	－ サービス手数料	1 件につき 25 US\$
第 6 年		
	－ 公式手数料	1 件につき 50 US\$
	－ サービス手数料	1 件につき 30 US\$
第 7 年		
	－ 公式手数料	1 件につき 70 US\$
	－ サービス手数料	1 件につき 35 US\$

第 37 条

意匠の登録に係る手数料は、公式手数料及びサービス手数料の 2 種類に分かれ、その詳細は次の通りである。

公式手数料	
1. 意匠登録証に係る公式手数料	1 件につき 20 US\$
通常サービス手数料	
1. 意匠登録の出願様式	1 件につき 10 US\$
2. 方式審査	1 件につき 10 US\$
不規則サービス手数料	
1. 異議申立請求	1 件につき 10 US\$
2. 出願の補正	1 件につき 10 US\$
3. 意匠権の譲渡又はライセンス許諾	1 件につき 40 US\$

4. 意匠の複製	1 枚につき 10 US\$
----------	----------------

第 38 条

意匠を維持するためには、意匠所有者は、次の通り公式手数料及びサービス手数料を納付しなければならない。

第 2 年		
	－ 公式手数料	1 件につき 10 US\$
	－ サービス手数料	1 件につき 5 US\$
第 3 年		
	－ 公式手数料	1 件につき 15 US\$
	－ サービス手数料	1 件につき 8 US\$
第 4 年		
	－ 公式手数料	1 件につき 20 US\$
	－ サービス手数料	1 件につき 11 US\$
第 5 年		
	－ 公式手数料	1 件につき 25 US\$
	－ サービス手数料	1 件につき 11 US\$
第 6 年から第 15 年まで		
	－ 公式手数料	1 件につき 30 US\$
	－ サービス手数料	1 件につき 20 US\$

第 39 条

発明、考案又は意匠登録出願に係る公式手数料に加えて、登録部は、特許、小特許及び意匠の所有者から、結果の公告のために 1 件につき特許付与については 40 US\$、小特許付与については 30 US\$、意匠登録については 30 US\$ の拠出金を集めるよう求められている。

第 40 条

発明、考案又は意匠の所有者は、保護期間の数年又は全体について、公式登録及びサービス手数料を一括前払いすることができる。

発明、考案又は意匠の所有者が、ラオス人民民主共和国において居住するか又は事業を営んでいる場合は、出願、登録またはサービス手数料の清算を、国立銀行の毎日の交換レートにより現地通貨であることができる。

第 VII 節 特許，小特許及び意匠から生じる紛争の解決

第 41 条

特許，小特許及び意匠の所有者である個人又は法人は，自己の登録発明，考案又は意匠の侵害に関する紛争の解決を，科学技術環境庁へ申請することができる。

第 42 条

特許，小特許及び意匠の所有者である個人又は法人は，科学技術環境庁及びその他の関連機関の適切な承認を得て，紛争解決の方法を提案し，かつ，発明，考案又は意匠の権利を侵害した者に対し損害賠償を請求する権利を有する。

第 43 条

特許，小特許及び意匠の侵害が，発明，考案又は意匠の所有者と被告との間の調停により解決できない場合は，科学技術環境庁は，他の関連機関と調整の上，当事者間の調停に関する覚書を発行し，これを裁判所による最終決定手続への提出証拠として使用することができる。

第 VIII 節 最終規定

第 44 条

知的財産・標準化・度量衡部門は、本規則の徹底的な実施を図ることを委ねられている。

第 45 条

本規則はその署名の日から発効する。